

平成30年4月10日

市長部局発注の工事請負契約（単価契約）における最低制限価格について

市長部局が発注する工事請負契約のうち、単価契約（狭あい道路舗装）については、「最低制限価格設定に係る運用指針」に定める「2 最低制限価格の算出方法（要綱第3条関係）（9）要綱第3条第1号の規定により難しいもの」に該当することから、平成30年4月以降に公告、指名を行う工事請負契約（単価契約）案件については、最低制限価格を次の通り設定いたします。

対象工事	最低制限価格
市長部局発注の工事請負契約 （単価契約）	予定価格に100分の90を乗じて得た額 （10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

（財政局資産管理部契約課 担当）

電話044（200）2099